令和８年１月２６日　行方市農業委員会第１回総会を行方市役所北浦庁舎第１会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

１　本日の会議に付した議案

議案第　１号　　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第　２号　　農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第　３号　　農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第　４号　　現況証明願について
議案第　５号　　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第　１号　　農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について
報告第　２号　　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第　３号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第　４号　　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

２　本日の出席委員

１番　一　村　　栄	２番　豊　村　由　貴	３番　大　原　一　美
４番　野　口　　浩	５番　木　村　　守	６番　阿　部　力　男
７番　飯　島　　清	８番　関　口　順　一	９番　谷田川　　栄
１０番　近　藤　芳　子	１１番　茂　木　　孝	１２番　橋　本　　清
１３番　横　瀬　忠　美	１４番　本　澤　政　雄	１５番　風　間　啓　次
１６番　小　沼　正　二	１７番　郡　司　正　彦	１８番　椎　名　　勇
１９番　髙　塚　利　英		

本日の出席推進委員

１番　深　澤　　泉	２番　平　山　　正	３番　金　田　景　行
４番　宮　嵜　春　樹	６番　森　山　正　一	７番　小　澤　信　一
８番　山　崎　雄　一	９番　一　條　克　之	１０番　小　嶋　得　男
１２番　宇　井　勝　之	１３番　野　原　賢　一	１４番　川　島　隆　道
１５番　石　田　充　春	１６番　千ヶ﨑　敏　男	

３　本日の欠席委員　　なし

本日の欠席推進委員　　５番　箕　輪　澄　子

４　議事内容

	（開会宣言）　　午後　３時００分
事　務　局	皆様こんにちは。本年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いし

	たいと思います。 それでは、皆様ご参集でありますので、進めさせていただきます。 それでは、総会に先立ちまして、椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
	（会長挨拶）
会　　長	それでは、一言ご挨拶申し上げます。 新年を迎え、うま年となりました。委員の皆様におかれましては、今年もよろしくお願いいたします。そして、委員の皆様のご多幸をご祈念申し上げます。 さて、今季最長最強寒波が来ております。風邪など引かないように体調管理には気をつけていただきたいと思います。 最後になりますが、本日の議案の審議をお願い申し上げて、挨拶といたします。
	（議長の選出）
事　務　局	ありがとうございました。 それでは、議事日程に入っていきますが、その前に資料の閲覧準備をお願いいたします。 それでは、議事日程に入ります。 議長につきましては、農業委員会規則第５条第１項によりまして、椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。
	（委員の出席状況）
議　　長	まず、資格審査報告です。 ただいまの出席委員は１９名、欠席委員は０名ですので、定数に達しておりますので、令和８年行方市農業委員会第１回総会を開会いたします。
	（会議録署名人の指名）
議　　長	日程第１、会議録署名人の指名については、議長において次のように指名いたします。 １９番髙塚利英委員　１番一村栄委員。
	（書記の任命）
議　　長	次に、日程第２、総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、荒井係長を任命します。
	（会期）
議　　長	次に、日程第３、会期の決定でありますが、本日の会期は、本日１日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、会期は本日１日といたします。

（経過報告）

議　　長　次に、日程第４、経過報告について、事務局より報告願います。

事　務　局　私から、今月の行事の経過につきましてご報告をさせていただきます。
まず、１月２０日でございます。農業委員会会長研修会ということで、水戸の京成ホテルにおきまして農業を巡る情勢と今後の農業委員会の活動についてという講演を会長及び事務局で聞いてございます。
あと、同じく１月２０日でございます。茨城県農政活動推進本部会議第１１９回代議員総会ということで、同じ京成ホテルにおきまして、令和８年度事業計画並びに予算の決定につきまして検討しております。こちらの出席者は会長と事務局でございます。
続きまして、１月２０日、場所は、同じでございます。新春農政懇談会ということで、茨城県知事との懇談ということで、こちらも水戸京成ホテルで開催をされております。農政をめぐる情勢と展望につきまして、会長が出席しております。
あと、本日、第１回総会の開催中でございます。
以上でございます。

（議案の審議）

議　　長　それでは、日程第５、議案の審議に入ります。

（議案第１号）

議　　長　議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年１月２６日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
案件につきましては、第１８項までとなっております。事務局説明は事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。
なお、第１項から１８項におきまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議　　長　１項ごとに審議いたします。１項の調査員より調査の報告を求めます。６番、阿部委員。

６　　番　６番、阿部です。１項の案件について報告します。
なお、この案件については、大原委員、一條推進委員、山崎推進委員の協力の下、調査しました。
譲受人は、市内小幡在住、５０代前半の農業経営者、男性です。譲渡人は、同じく市内小幡在住、７０代の男性です。申請理由については、農業の規模拡大と経営の安定を図るためとのことです。区分は、売却による所有権の移転です。場所は、譲渡人の自宅より徒歩１分のところにあり、４０年ほど前から貸付けしているため、

この機会に畑の売買を望んでいるところです。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題のないものと調査してまいりました。審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、自宅より徒歩で１分、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。１０番、近藤委員。

１　０　番　１０番、近藤でございます。２項について調査報告いたします。

調査には、本澤委員、小嶋推進委員に協力していただきました。

受人は、行方市在住、７１歳の農業の男性の方です。水稲２４万１０３平米、野菜１万６，５９４平米を作付しております。渡人は、公益財団法人です。申請事由は、農業経営規模拡大のためで、農地中間管理機構の特例事業でもあります。区分は、売買による所有権移転です。農業従事日数も３００日以上、農機具もそろっております。今回権利を設定しようとする土地は、[redacted]でございます。

規模拡大したいためとのことであり、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、年間従事日数３００日以上、農機具等もそろっており、自宅から５００メーター、何の問題なく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。３番、大原委員。

３　　番　３番、大原です。第３項の報告をいたします。

調査については、阿部委員、一條推進委員、山崎推進委員と調査してまいりました。

譲受人は、鉾田市、４３歳の女性です。譲渡人は、市内行戸地区の６４歳の男性です。土地は、市内行戸地区の畑８，１９７平米。申請理由、農業経営規模拡大のための売買による所有権移転です。取得する土地までは、[redacted]となります。譲受人は、中国大連市出身の２０１２年に日本国籍を取得しております。現在、鉾田市内で１万６，５６３平米でカンショと、ハウスにて葉物を従業員５名と生産されております。農機具も保有しており、書類関係も問題ないものでした。調査の結果、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、４項の調査員より調査の報告を求めます。１９番、髙塚委員。
１９	番	１９番、髙塚です。第４項について調査報告をいたします。 調査には、野原推進委員に同行していただきました。 譲受人は、市内手賀在住、会社員の５０代の男性の方です。譲渡人も市内手賀在住、無職の８０代の男性の方です。申請事由は、農業経営の拡大と充実。区分は、売買による所有権移転となります。祖父の代より借り受けていた農地でありまして、土地改良時に自分の農地と借りている農地１か所にまとめたため、パイプラインの蛇口は１か所、一体的に使ってきたそうであります。今回、借り受けた農地を譲り受けることになったそうです。[redacted]です。調査の結果は、何ら問題もなく、許可相当と思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、祖父時代から借りている田んぼで、また自宅から５００メーター、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、４項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、５項の調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。
８	番	８番、関口です。５項について調査報告をいたします。 この案件は、風間・飯島農業委員、石田・千ヶ﨑推進委員の協力をいただき調査をしてまいりました。 譲受人は、市内羽生在住の７８歳、農業の男性で、現在、水稲１万平米、露地野菜１万５，０００平米を作付しております。申請事由は、農業経営の規模拡大です。区分は、売買による所有権移転になります。購入面積は、４，９６０平米で、自宅より２キロ以内で、車で５分程度になります。農業従事日数も３００日、農業機械もそろっており、何の問題もなく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、農業従事日数３００日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議　　長	異議なしと認め、５項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、６項の調査員より調査の報告を求めます。１６番、小沼委員。
１６番	１６番、小沼です。６項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田、４人で調査をしてまいりました。 譲受人は、行方市粗毛、農業兼会社員、５８歳の男性の方です。譲渡人は、潮来市、会社員、６６歳の男性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大し、経営の安定を図る。区分は、売買による所有権移転です。場所は、南部土地改良区内です。譲受人は、水稲３，２９４平米、年間１８０日以上、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長	調査の結果は、年間労働日数１８０日以上、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、６項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、７項の調査員より調査の報告を求めます。１９番、髙塚委員。
１９番	第７項について調査報告をいたします。 調査委員は、野原推進委員にも同行していただきました。 譲受人は、市内手賀在住、法人役員兼農業の６０代の男性の方です。譲渡人も、市内手賀在住、会社員の６０代の男性の方です。申請事由は、農業経営の拡大。区分は、売買による所有権移転となります。露地野菜を作付し、畑として利用していくそうです。[redacted]です。調査の結果、何ら問題がなく、許可相当と思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	調査の結果は、自宅から３分、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、７項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、８項、９項、１０項は関連がありますので、一括審議といたします。調査委員より調査の報告を求めます。１番、一村委員。
１番	１番、一村です。８項、９項、１０項は、関連がありますので、一括して報告いたします。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮嵜推進委員の協力を得て行いました。 譲受人は、潮来市在住の４０代の女性、譲渡人は、８項は四鹿在住の６０代女性、９項が千葉県流山市の６０代女性、１０項は笠間市在住の７０代女性です。申請事

由は、農業経営の規模拡大のためで、区分は、売買による所有権移転です。譲受人は潮来市在住ですが、営農の拠点は行方市麻生にあり、現在は主にサツマイモを栽培しております。今回取得しようとする土地は、８項、９項、１０項ともに四鹿にあり、全てが隣接している土地です。今回の取得しようとする土地は、拠点から９キロほどの距離であり、農機具等もそろっております。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、サツマイモを耕作する予定、そして農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、８項、９項、１０項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１１項の調査委員より調査の報告を求めます。１７番、郡司委員。

１　７　番　１７番、郡司です。第１１項の調査報告いたします。

この案件については、宇井推進委員と共に調査してまいりました。

譲受人は、５９歳、神奈川県川崎に在住し、農業兼会社役員の方です。譲渡人は、７４歳で、行方市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。申請事由は、新規就農です。区分は、売買による所有権の移転になります。譲受人は、農作業に従事するため、小美玉市与沢に拠点を置きながら、露地野菜を作りたいということです。

　距離は約１４キロ、車で約２０分くらいです。農機具等も自己資金により徐々に購入する予定だそうです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議　　長　調査の結果は、自宅から１４キロ、２０分、農機具等もだんだんそろえていくということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１１項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１２項の調査委員より調査の報告を求めます。３番、大原委員。

３　　番　３番、大原です。１２項の報告をいたします。

調査については、阿部委員、一條推進委員、山崎推進委員と調査してまいりました。

譲受人は、市内行戸地区、７６歳の男性です。譲渡人も、行戸地区、７４歳の男性です。土地は、行戸地区、畑６４１平米。申請事由は、農業経営規模拡大のための売買による権利移転となります。取得する土地までは自宅から約５００メーター、２分の距離となります。現在、譲受人は、経営面積２１，２８３平米で水稲とカンショを生産されております。農機具も保有しており、書類関係も問題ないものです。調査の結果、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願

いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、自宅から５００メーター、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１２項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１３項の調査委員より調査の報告を求めます。７番、飯島委員。

７　　番　７番、飯島です。１２項について調査報告いたします。

この案件は、風間・関口委員、石田・千ヶ﨑推進委員さんの協力をいただきまして調査してまいりました。

譲受人は、市内捻木在住の７４歳の農業の男性の方です。譲渡人の方は、公益社団法人茨城県農林振興公社です。申請事由につきましては、記載のとおり農業経営の規模拡大を図るためということです。区分は、売買による所有権の移転です。今回、権利を取得しようとする土地は、自宅から約７キロの距離で、車で約１０分程度のところです。今回取得する面積は、田で５筆７，４５０平米です。農業従事日数３００日以上、農業機械もそろっており、調査の結果、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、年間労働日数３００日以上、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１３項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１４項の案件につきましては、議事参与の制限により関係委員は議事に参与することはできないとされております。よって、関係委員の退出を求め、その間、暫時休憩といたします。

（休憩）　　午後３時２３分～午後３時２４分

議　　長　それでは、再開いたします。

１４項の調査員より調査の報告を求めます。７番、飯島委員。

７　　番　７番、飯島です。１４項について調査報告いたします。

この案件は、風間・関口委員、石田・千ヶ﨑推進委員さんの協力をいただき調査してまいりました。

譲受人は、市内芹沢在住の６６歳の農業男性の方、譲渡人の方は、市内芹沢在住の６３歳の男性の方です。申請事由につきましては、記載のとおり農業経営の規模拡大のためということで、区分は、売買による所有権の移転です。今回、権利を取得

しようとする土地は、自宅から約１キロメートルの距離で、車で約５分のところです。取得面積につきましては、畑１，９８７平米です。農業従事日数３００日以上、農業機械もそろっており、調査の結果、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、農機具等もそろっており、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１４項は原案のとおり可決いたします。

ここで、関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩といたします。

（休憩）　　午後３時２６分～午後３時２７分

議　　長　それでは、再開いたします。

次に、１５項の調査委員より調査の報告を求めます。１０番、近藤委員。

１０番　１０番、近藤でございます。１５項について調査報告いたします。

調査には、本澤委員、小嶋推進委員に協力をしていただきました。

受人は、行方市在住、６６歳の会社員の女性の方です。サツマイモ１，６１９平米を作付しております。渡人は、行方市在住、１０２歳の女性の方です。申請事由は、農業系経営規模拡大し、経営の安定を図るためです。区分は、売買による所有権移転です。渡人からの売買申請は確認しております。農業従事日数１６０日以上、農機具については友人から借りて耕作するとのことです。今回権利を設定しようとする土地は、[redacted]でございます。規模拡大したいためのことであり、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、自宅から１００メーター、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１５項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１６項、１７項は関連がありますので、一括審議といたします。調査委員より調査の報告を求めます。１４番、本澤委員。

１４番　１４番、本澤です。１６項、１７項は関連がありますので、一括での報告とさせていただきたいと思います。

この調査には、近藤・小嶋両委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。

１６項、１７項とも譲受人は、兵庫県神戸市に会社を置く太陽光発電事業所の代表

	の男性です。１６項の譲渡人は、水戸市在住、無職の男性、１７項の譲渡人は、市内並木在住、団体職員の女性です。申請事由は、営農型太陽光発電のため、１６項が市内次木地内の畑１，０２７平米、１７項が市内次木地内の畑５６１平米、合計１，５８８平米を賃貸借により、区分地上権の設定です。周辺農地への影響もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長	調査の結果は、周辺農地への影響もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
	発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、１６項、１７項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、１８項の調査委員より調査の報告を求めます。１５番、風間委員。
１　５　番	１５番、風間です。１８項の調査報告をします。
	今回の調査は、関口・飯島両委員さん、推進委員の石田・千ヶ﨑委員さんと調査してまいりました。
	譲受人は３人で、福島県の法人代表の男性、同じく会社員の女性、同じくアルバイトの男性です。譲渡人は、石岡市在住、６６歳の女性です。申請事由につきましては、営農型太陽光発電設備の空中部分に区分地上権設定するものであります。今回の申請は、２０２０年に許可したもので、再申請となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議　　長	調査の結果は、問題がないものということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
	発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、１８項は原案のとおり可決いたします。
	（議案第２号）
議　　長	議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年１月２６日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
	案件につきましては、第１項までとなっております。事務局説明は、事前に配布しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議　　長	１項の調査員より調査の報告を求めます。１９番、髙塚委員。
１　９　番	１９番、髙塚です。第１項について調査報告をいたします。
	調査には、木村委員にも同行していただきました。

申請人は、市内手賀在住、建材業の５０代の男性の方です。申請事由は、資材置場及び駐車場ということです。昨年の総会において、農用地からの除外をお願いした案件であります。令和４年に建材業を開業し、一時転用されたもので、事業も安定しており、今後は恒久的に利用していきたいそうです。事業計画書、土地改良区の意見書等も添えられております。現地は、[redacted]です。何ら問題なく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、事業計画書等関係書類も添付してあり、何ら問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。

（議案第３号）

議　　長　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年１月２６日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。

案件につきましては、第６項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議　　長　１項ごとに審議いたします。１項の調査員より調査の報告を求めます。１２番、橋本委員。

１　２　番　１２番、橋本です。１項の調査報告をします。

なお、この案件については、一村委員、宮嵜・金田両推進委員の協力の下、調査してまいりました。

なお、この案件は、昨年１０月に農用地区域外からの除外申請があった案件です。

譲受人は、潮来市で不動産業を営む代表取締役の男性と、稲敷市で不動産業を営む代表取締役の男性です。譲渡人は、潮来市曲松に住む４０歳代の男性です。場所は、[redacted]です。申請目的は、農業関連事業用地です。

区分は、売買による所有権の移転です。事業計画、修繕への同意もあり、問題はないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。以上。

議　　長　調査の結果は、事業計画書、また隣接地の同意書等そろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。

議　　長	次に、２項、３項については関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。１４番、本澤委員。
１　４　番	１４番、本澤です。２項、３項とも関連がありますので、一括での報告といたします。 この調査には、近藤・小島両委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 両項とも譲受人は、兵庫県神戸市に事務所を置く太陽光発電事業所代表の男性です。譲渡人は、２項が水戸市在住の男性、３項が市内次木在住の女性です。申請事由として、２項が、次木地内の畑１，０２７平米のうち４．５平米、３項が、同次木地内の畑１，４１３平米のうち３．２平米、合計７，００７平米を営農型太陽光発電事業を行うための支柱建設部分農地を　　許可日から３年間の一時転用で、賃借権設定の申請です。残りの下部農地には、サツマイモが栽培され、事業計画のとおりに営農されておりました。何の問題なく、許可相当と調査してまいりました。 皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	調査の結果は、事業計画書もろもろそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、２項及び３項は、原案通り可決いたします。
議　　長	次に、４項、５項及び６項についても関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。１５番、風間委員。
１　５　番	１５番、風間です。４項、５項、６項は関連がありますので、一括にて報告とします。 この調査は、関口・飯島両委員さんと推進委員の石田・千ヶ﨑委員さんと共に調査してまいりました。 ４項の譲受人は、福島県の会社代表の男性です。５項の受人は、同じく福島県会社員の女性です。６項の受人は、同じく福島県のアルバイトの男性です。譲渡人は、石岡市在住、６６歳、パートの女性です。申請事由につきましては、営農型発電設備の支柱部分です。許可日から３年間の一時転用になります。区分は、賃貸借権の設定となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議　　長	調査の結果は、何も問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、４項、５項及び６項は許可相当として常設審議委員会に諮問いたします。

（議案第４号）

議　　長	議案第４号　現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第４号　現況証明願について下記のとおり証明願があったので提案する。令和８年１月２６日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 案件につきましては、第１項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議　　長	１項ごとに審議いたします。調査員より調査の報告を求めます。２番、豊村委員。
２　　番	２番、豊村です。第１項について報告いたします。 調査は、木村委員にご協力いただき、調査してまいりました。 申請人は、市内玉造在住の６０代の女性の方です。申請事由は、地目変更登記のため、区分は、非農地証明の交付になります。申請地は、[redacted]確認したところ２０年以上耕作されておらず、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　長	調査の結果は、２０年以上耕作されておらず、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、１項は証明書を交付することに決定いたします。

（議案第５号）

議　　長	次に、議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について下記のとおり意見を求められたので提案する。令和８年１月２６日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 別紙資料ナンバー１をご覧いただきたいと思います。 行方市長より、行方市農業委員会長宛てに、農用地利用促進計画案に係る意見を求められております。計画案は、令和８年３月１日始期の新規１６件、２１筆、４万９，６９３平方メートルになります。更新２件、２筆、５，２９２平米となります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。 以上です。
議　　長	説明が終わりました。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）

議　　長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。
	（報告第１号）（報告第２号）（報告第３号）（報告第４号）
議　　長	次に、報告案件に入ります。報告第１号　農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について、報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、報告第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、報告第４号　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。
事　務　局	報告第１号　農地法第３条第１項第１３号の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和８年１月２６日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。農地中間管理機構の特例事業の用に資するため所有権の異動があった事案になります、ご確認ください。 続きまして、報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和８年１月２６日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。こちらは、相続による所有権を取得された方の届出４件の一覧になりますので、ご確認ください。 続きまして、報告第３号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について下記のとおり報告する。令和８年１月２６日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。こちらは、合意解約により賃貸借を解約した通知があった９件の一覧になりますので、ご確認ください。 続きまして、報告第４号　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について下記のとおり報告する。令和８年１月２６日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。こちらは、先月に提出いただきました活動記録を集計したものになります。こちらもご確認いただければと思います。以上です。
議　　長	報告案件について審議を求めます。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認めます。
	（閉会宣告）　　午後３時４６分
議　　長	これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第１回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。